

郡山市子ども・若者支援地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する子ども・若者に対し、包括的な支援の効果的かつ円滑な実施を図ることを目的として、「郡山市子ども・若者支援地域協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に係る情報交換及び連絡調整に関すること。
- (2) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の支援に必要な体制の整備に関すること。
- (3) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に関する調査、研究、研修、広報活動及び啓発活動に関すること。
- (4) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の構成機関は、別表のとおりとする。

(調整機関)

第4条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関は、郡山市こども部こども総務企画課とする。

(秘密の保持)

第5条 協議会の構成員及び構成員であったものは、法第24条の規定を遵守し、正当な理由なく、協議会の職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、法第25条の規定により協議会が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	構成機関・団体名
郡山市	市民部ダイバーシティ推進課
	保健福祉部保健福祉総務課
	保健福祉部生活支援課
	保健福祉部障がい福祉課
	保健福祉部地域包括ケア推進課
	保健福祉部保健所 保健・感染症課
	こども部こども総務企画課
	こども部こども家庭課
	農商工部産業雇用政策課
	教育委員会教育総務部生涯学習課
	教育委員会学校教育部総合教育支援センター
	福島県
福島県教育庁県中教育事務所	
関係団体	特定非営利活動法人こおりやま子ども若者ネットワーク
	認定特定非営利活動法人キャリアデザイナーズ
	福島県中・県南地域若者サポートステーション
	特定非営利活動法人ソーシャルデザインワークス
	特定非営利活動法人ビーンズふくしま
	特定非営利活動法人寺子屋方丈舎 フリースクールトレーラー
	公益財団法人星総合病院 大町キッズベース
	公益財団法人星総合病院 にんしんSOSふくしま
	チャイルドラインこおりやま
	よりあいコミュニティソーシャルワークス
	特定非営利活動法人ウィメンズスペースふくしま
	助産院まんまる御母屋

	福祉まるごと相談窓口エリア担当
	一般社団法人福島県精神保健福祉協会
	特定非営利活動法人ホールアース自然学校 福島校
	一般社団法人オープンデータラボ